

令和3年第3回定例会

(初 日)

令和3年9月3日

令和3年第3回平川市議会定例会会議録（第1号）

○議事日程（第1号）令和3年9月3日（金）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 弘前地区環境整備事務組合議会議員の選挙
- 第5 議案上程及び提案理由説明
- 第6 決算特別委員会の設置及び委員長・副委員長の選任
- 第7 議案第75号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第8 議案第76号 平川市個人情報保護条例の一部を改正する条例案
- 議案第77号 平川市営住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 議案第78号 平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案
- 議案第79号 東部辺地総合整備計画の変更について
- 議案第80号 久吉辺地総合整備計画の変更について
- 議案第81号 平川市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議案第82号 市道路線の認定について
- 議案第83号 令和3年度平川市一般会計補正予算（第5号）案
- 議案第84号 令和3年度平川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第85号 令和3年度平川市介護保険特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第86号 令和3年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第87号 令和3年度平川市学校給食センター特別会計補正予算（第2号）案
- 議案第88号 令和3年度平川市簡易水道特別会計補正予算（第2号）案
- 議案第89号 令和3年度平川市水道事業会計補正予算（第1号）案
- 議案第90号 令和3年度平川市下水道事業会計補正予算（第1号）案
- 議案第91号 令和3年度平川市新屋財産区一般会計補正予算（第2号）案
- 議案第92号 令和3年度平川市町居財産区一般会計補正予算（第1号）案
- 議案第93号 令和3年度平川市広船財産区一般会計補正予算（第2号）案
- 議案第94号 令和3年度平川市吹上・高畑財産区一般会計補正予算（第1号）案
- 議案第95号 令和3年度平川市小杉・四ツ屋・石畑財産区一般会計予算案
- 第9 議案第96号 令和2年度平川市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第97号 令和2年度平川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第98号 令和2年度平川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第99号 令和2年度平川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第100号 令和2年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計歳

- 入歳出決算認定について
- 議案第 101 号 令和 2 年度平川市学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定
について
- 議案第 102 号 令和 2 年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計歳入歳出
決算認定について
- 議案第 103 号 令和 2 年度平川市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 104 号 令和 2 年度平川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決
算認定について
- 議案第 105 号 令和 2 年度平川市下水道事業会計決算認定について
- 議案第 106 号 令和 2 年度平川市新屋財産区一般会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 議案第 107 号 令和 2 年度平川市町居財産区一般会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 議案第 108 号 令和 2 年度平川市広船財産区一般会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 議案第 109 号 令和 2 年度平川市小和森財産区一般会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 議案第 110 号 令和 2 年度平川市大坊財産区一般会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 議案第 111 号 令和 2 年度平川市石郷財産区一般会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 議案第 112 号 令和 2 年度平川市岩館財産区一般会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 議案第 113 号 令和 2 年度平川市大字大光寺財産区一般会計歳入歳出決算認定
について
- 議案第 114 号 令和 2 年度平川市新尾崎財産区一般会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 議案第 115 号 令和 2 年度平川市新館財産区一般会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 議案第 116 号 令和 2 年度平川市沖館財産区一般会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 議案第 117 号 令和 2 年度平川市葛川財産区一般会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 議案第 118 号 令和 2 年度平川市吹上・高畑財産区一般会計歳入歳出決算認定
について
- 議案第 119 号 令和 2 年度平川市原田財産区一般会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 議案第 120 号 令和 2 年度平川市碓ヶ関財産区一般会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 第10 報告第 11 号 令和 2 年度平川市健全化判断比率について

報告第 12 号 令和 2 年度平川市資金不足比率について

報告第 13 号 令和 2 年度平川市一般会計継続費精算報告書について

○本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1 番 葛 西 勇 人
2 番 山 谷 洋 朗
3 番 中 畑 一二美
4 番 石 田 隆 芳
5 番 工 藤 貴 弘
6 番 工 藤 秀 一
7 番 福 士 稔
8 番 長 内 秀 樹
9 番 佐 藤 保
10 番 山 田 忠 利
11 番 大 澤 敏 彦
12 番 原 田 淳
13 番 桑 田 公 憲
14 番 齋 藤 剛
15 番 工 藤 竹 雄
16 番 齋 藤 律 子

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

市 長	長 尾 忠 行
副 市 長	古 川 洋 文
教 育 長	須々田 孝 聖
選挙管理委員会委員長	大 川 武 憲
農業委員会会長	今 井 龍 美
代表監査委員	鳴 海 和 正
総 務 部 長	對 馬 謙 二
総務部総務課長	佐 藤 崇
企画財政部長	西 谷 司
市民生活部長	一 戸 昭 彦
健康福祉部長	工 藤 伸 吾
尾上総合支所長	工 藤 敢 司
経 済 部 長	對 馬 一 俊

建設部長	原田茂
碓ヶ関総合支所長	齋藤茂樹
教育委員会事務局長	三上裕樹
平川診療所事務長	宮川厚
会計管理者	三上庚也
農業委員会事務局長	小野生子
選挙管理委員会事務局長	今井匡己
監査委員事務局長	成田満

○出席事務局職員

事務局長	小田桐農夫吉
次長補佐	小田桐功幸
総務議事係長	河田麻子
主事	對馬賢也

○議長（桑田公憲議員） 皆さん、おはようございます。

議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレット等をお持ちの方は、音の出ないような操作をお願いいたします。

本定例会の開会中、報道関係者及び議会広報のため、議場内において撮影をすることを許可しておりますので、御了承願います。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

また、本定例会中、新型コロナウイルス感染予防のため、本会議場の扉を開放し、密閉空間とならないようにしております。

会議中は、常にマスクの着用をお願いいたします。

本定例会は、タブレットと従来の紙の配付資料を並行して運用します。タブレットを利用される議員は、傍聴及び視聴されている方々に誤解を与えない利用形態としていただくようお願いいたします。

また、タブレット操作補助員として、議会事務局職員が議場内に待機しておりますので、操作に不具合がありましたら、挙手でお知らせいただければ、随時対応します。

本日の出席議員は16名で、定足数に達しております。

ただいまから、令和3年第3回平川市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番、葛西勇人議員及び2番、山谷洋朗議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

去る8月27日、議会運営委員会を開催し、会期について協議しましたところ、配付した会期日程表(案)のとおり、会期は本日3日から24日までの22日間に決定されました。

お諮りします。

議会運営委員会の決定のとおり、本定例会の会期は、本日3日から24日までの22日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日3日から24日までの22日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

市長より、議案第75号から議案第120号及び報告第11号から報告第13号までの計49件が提出されました。

議案等の説明のため、市長、副市長、教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の出席を求めました。

市長より、令和2年度主要施策成果説明書の提出がありましたので、御精読願います。

監査委員より、令和3年4月分から6月分までの例月出納検査報告書、財政援助団体監査の結果報告について、随時監査の結果報告について、令和2年度平川市一般会計・

特別会計・財産区一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書、平川市公営企業会計決算審査意見書、財政健全化審査意見書、経営健全化審査意見書の提出がありました。

次に、陳情第3号辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、意見要望第2号豪雪地帯対策特別措置法改正に関する意見書の議決について（お願い）、意見要望第3号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について（依頼）、意見要望第4号人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること、意見要望第5号国へ「学校給食の無償化の意見書」を提出する要請書について、それぞれタブレットに掲載しておりますので、御精読願います。

そのほか、令和3年第2回定例会以降の議会の諸般事項報告書、議会運営委員会委員長より提出された、去る8月27日に開催した令和3年第9回議会運営委員会において、申し合わせしました事項についてタブレットに掲載しておりますので、御精読願います。

次に、私から御報告があります。

一身上の都合により、弘前地区環境整備事務組合理約第6条第3号に規定する議員を本日9月3日付で、辞職する旨の辞職願を提出しました。同管理者から、8月20日付で辞職が許可され、後任議員を互選されたいとの旨の通知がありましたので、この後日程第4で選挙を行います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、弘前地区環境整備事務組合理約第6条第3号に規定する議員の選挙を議題とします。

お諮りします。

弘前地区環境整備事務組合理約第6条第3号に規定する議員1名の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

弘前地区環境整備事務組合理約第6条第3号に規定する議員に、福士 稔議員を指名します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました福士 稔議員が弘前地区環境整備事務組合理約第6条第3号に規定する議員に当選されました。

ただいま弘前地区環境整備事務組合議会議員に当選されました福士 稔議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知します。

日程第5、議案上程及び提案理由説明に入ります。

議案第75号人権擁護委員候補者の推薦についてから、報告第13号令和2年度平川市一般会計継続費精算報告書についてまでの49件を一括議題とし、市長より提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

(市長登壇)

○市長（長尾忠行） おはようございます。

令和3年第3回平川市議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案理由を御説明申し上げる前に、市政に係る諸般の報告を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてであります。7月に入り、感染拡大の第5波が到来し、全国的に爆発的な感染者の増加が続いており、現在、33の都道府県で緊急事態措置またはまん延防止等重点措置が実施されております。

県内においても、8月以降、帰省客による人流、人の流れの増加や各地で発生したクラスターのほか、感染力が強いL452R変異株への置き換わりなどの影響により、異例のスピードで感染が拡大しております。このため、県は全県を挙げて、人の流れを抑制し、人同士の接触の機会を減らす対策として、先月27日に青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージを発表し、必要な対策を講じているところであります。

当市では、この発表を受け、翌28日に対策本部を開催し、県の取扱いに準じた対応・取組を進めております。この間、市民の皆様に対しましては、大変御不便をおかけすることとなりますが、全市を挙げてこの危機を乗り越えてまいりたいと思っておりますので、御理解、御協力をお願い申し上げます。

また、当市におけるワクチン接種状況についてであります。現在、12歳以上の全ての方を対象に実施されております。8月20日時点での接種率は、65歳以上の対象者においては、1回目が90.7%、2回目が88.6%となっており、12歳以上の全接種対象者への接種率は、1回目が46.3%、2回目が41.2%となっております。ワクチン接種につきましては、国からの供給量を鑑みながら、希望する市民の皆様が一日も早く接種できるよう取り組んでまいります。

次に、農業関係についてであります。今年は春先の雪解けが早く、高温が続き、農作物の生育は平年を上回っており、順調に推移しているものと感じております。

稲作では、猛暑の日が続き日照時間も伸びたことで、出穂が早まり、県全体の出穂の終わりは、平年より8日早い8月4日となりました。東北農政局が発表した8月15日現在の作柄概況によると、全国で唯一、青森県が平年比106%以上の良となっており、7月中旬以降の恵まれた天候で、平年以上の収穫が見込まれております。

りんごにつきましては、生産者による防除対策と関係機関の指導の徹底により、今年も黒星病や病害虫による被害が少ない状況であります。りんごの生育では、高温と乾燥の影響で肥大は鈍化傾向にありますが、早生種、中生種、晩生種でいずれも平年並みで、順調に生育が進み、良品の収穫が期待されております。

また、旬を迎えている桃であります。今年も甘みが強く、品質が良い仕上がりとな

っております。令和2年産の販売額は初めて1億円を超えるなど、県外市場でも、津軽の桃の知名度が高まっており、本年産においても、さらなる知名度の向上が期待されております。この津軽の桃の販売をメインとしたひらかわフェスタは、今年も中止となりましたが、安心してイベントを開催できる状況となった際は、フェスタを通じて、農産物の消費拡大をはじめ、地域・産業の活性化を図ってまいりたいと考えております。

新本庁舎建設工事ではありますが、現在、鉄骨の組立て作業が進められており、10月16日には市民向けの現場見学会の開催を予定しております。鉄骨工事完了後、外壁や防水、内装の仕上げを行い、令和3年度末で全体工程の8割の完成を目指して進めてまいります。

以上、諸般の報告について申し上げます。

今後も、市の将来像である「あふれる笑顔 暮らし輝く 平川市」の実現を目指し、全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様、市民の皆様の一層の御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、上程いたしました各議案の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと思っております。

議案第75号、人権擁護委員候補者の推薦については、今井 巖氏の任期が、令和3年12月31日をもって満了することから、再任について意見を求め、推薦するものであります。

議案第76号、平川市個人情報保護条例の一部を改正する条例案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、情報提供等の規定を改めるほか、所要の改正をするものであります。

議案第77号、平川市営住宅管理条例の一部を改正する条例案につきましては、入居者の選考規定を改めるものであります。

議案第78号、平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正等に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第79号、東部辺地総合整備計画の変更については、新たに葛川地区浄水場改良事業を追加するものであります。

議案第80号、久吉辺地総合整備計画の変更については、計画に掲載した長瀬橋橋梁長寿命化事業の事業費を変更するものであります。

議案第81号、平川市過疎地域持続的発展計画の策定については、新たに計画を策定するため提案するものであります。

議案第82号、市道路線の認定については、館山地区の宅地開発区域内の道路を再編成し、認定するものであります。

議案第83号、令和3年度平川市一般会計補正予算（第5号）案につきましては、歳入歳出それぞれ7,024万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ211億5,090万6,000円とするものであります。

今回の補正の主な内容としましては、1点目に、4月人事異動等に伴う職員人件費の調整を行ったこと。2点目には、新館野木和町居線道路改良事業において、土地開発基金で道路用地の先行取得を行うこととし、来年度以降の工事实施の際に、基金から買い

戻す費用について債務負担行為を設定したこと。3点目には、新型コロナウイルス感染症の終息のめどがつかないことや、除雪対策など不測の事態に備え、予備費を追加したことでもあります。

まず、歳入の主なものでありますが、11款、地方交付税では、普通交付税の交付額決定により、7億3,521万1,000円を追加しております。

15款、国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金1,324万円を追加しております。

16款、県支出金では、元気な地域づくり支援事業費補助金881万7,000円を新規計上しております。

17款、財産収入では、市有地売却による不動産売払収入1,055万円を追加しております。

19款、繰入金では、今回の補正における財源調整分として、財政調整基金繰入金2,124万5,000円を追加し、公共施設等整備基金繰入金を7億円減額しております。

22款、市債では、保育所等整備事業5,960万円を新規計上し、小学校冷房設備設置事業1,500万円を追加したほか、臨時財政対策債の発行可能額の確定により、1億321万9,000円を減額しております。

次に、歳出であります。職員人件費の調整分として、総額2,120万5,000円を追加しております。

そのほか、主なものとしまして、2款、総務費では、公共施設等整備基金積立金360万円、南田中ふれあいセンター敷地水道管改修に係る工事請負費167万2,000円を追加しております。

4款、衛生費では、診療所特別会計における人件費調整等のため、繰出金898万3,000円を減額しております。

6款、農林水産業費では、津根川森牧野避難舎改修の工事請負費607万6,000円を新規計上しております。

10款、教育費では、新型コロナウイルス感染症の影響等による経済的理由で生理用品を購入できない児童生徒への対応のため、小中学校衛生用品サポート事業として所要額56万9,000円を追加しております。

13款、予備費では、4,000万円を追加しております。

以上が、一般会計補正予算案の主な内容であります。

議案第84号、令和3年度平川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入歳出それぞれ86万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ36億5,286万円とするものであります。補正の内容は、人件費の調整であります。

議案第85号、令和3年度平川市介護保険特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入歳出それぞれ2,308万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ40億608万9,000円とするものであります。補正の内容は、人件費の調整と前年度介護給付費負担金等の精算等であります。

議案第86号、令和3年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入歳出それぞれ866万2,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億1,833万8,000円とするものであります。補正の主な内容は、人件費の調整であります。

議案第87号、令和3年度平川市学校給食センター特別会計補正予算（第2号）案につきましては、歳入歳出それぞれ73万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億5,573万9,000円とするものであります。補正の内容は、人件費の調整であります。

議案第88号、令和3年度平川市簡易水道特別会計補正予算（第2号）案につきましては、一般会計繰入金から市債への財源振替をするものであります。

議案第89号、令和3年度平川市水道事業会計補正予算（第1号）案につきましては、収益的支出626万6,000円を減額するものであります。補正の内容は、人件費の調整であります。

議案第90号、令和3年度平川市下水道事業会計補正予算（第1号）案につきましては、収益的収入48万5,000円と支出375万円をそれぞれ追加し、資本的収入59万8,000円と支出125万7,000円をそれぞれ追加するものであります。補正の内容は、人件費の調整と一般会計繰出金対象経費の精査等によるものであります。

議案第91号から議案第95号までの令和3年度各財産区一般会計補正予算案及び予算案につきましては、伐採補償料及び財産売却収入に伴う所要額を各会計に予算措置するものであります。

議案第96号、令和2年度平川市一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第103号、令和2年度平川市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてまで、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定を求めるものであります。

まず、議案第96号、令和2年度平川市一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。歳入歳出予算総額233億1,578万6,000円に対し、歳入決算額221億5,971万9,000円、歳出決算額213億4,932万7,000円で、歳入歳出差引額は8億1,039万2,000円となります。既に報告しております翌年度への繰越財源が2億5,170万7,000円あることから、これを差し引き、実質収支額は5億5,868万5,000円となります。地方自治法第233条の2の規定により、実質収支額のうち、財政調整基金に5億円を積立てし、残額の5,868万5,000円を翌年度へ繰越しするものであります。

議案第97号、令和2年度平川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出予算総額37億962万3,000円に対し、歳入決算額35億7,313万3,000円、歳出決算額35億2,649万5,000円で、歳入歳出差引額4,663万8,000円が実質収支額となります。

地方自治法の規定により、実質収支額のうち、国民健康保険財政調整基金に4,600万円を積立てし、残額の63万8,000円を翌年度へ繰越しするものであります。

議案第98号、令和2年度平川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出予算総額41億1,032万5,000円に対し、歳入決算額38億6,825万7,000円、歳出決算額38億2,084万6,000円で、歳入歳出差引額4,741万1,000円が実質収支額となります。

地方自治法の規定により、実質収支額のうち、介護保険財政調整基金に4,700万円を積立てし、残額の41万1,000円を翌年度へ繰り越すものであります。

議案第99号、令和2年度平川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出予算総額3億4,994万1,000円に対し、歳入決算額3億3,872万2,000円、歳出決算額3億3,271万5,000円で、歳入歳出差引額600万7,000円が実質収支額となり、全額を翌年度へ繰越しするものであります。

議案第100号、令和2年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計歳入歳出決

算認定については、歳入歳出予算総額 2 億 1,914 万 6,000 円に対し、歳入歳出決算額が 2 億 655 万 8,000 円となり、実質収支額が 0 円となっております。

議案第 101 号、令和 2 年度平川市学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出予算総額 3 億 5,538 万 5,000 円に対し、歳入歳出決算額が 3 億 3,447 万 9,000 円となり、実質収支額が 0 円となっております。

議案第 102 号、令和 2 年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出予算総額 1,113 万 2,000 円に対し、歳入決算額 1,087 万 5,000 円、歳出決算額 740 万 2,000 円で、歳入歳出差引額 347 万 3,000 円が実質収支額となります。

地方自治法の規定により、実質収支額のうち、尾上地区住宅団地温泉管理基金に 347 万円を積立てし、残額の 3,000 円を翌年度へ繰り越すものであります。

議案第 103 号、令和 2 年度平川市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出予算総額 1,110 万 5,000 円に対し、歳入歳出決算額が 895 万 4,000 円となり、実質収支額が 0 円となっております。

議案第 104 号、令和 2 年度平川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定については、令和 2 年度平川市水道事業会計未処分利益剰余金 1 億 1,900 万円を建設改良積立金に積み立てるものとし、併せて令和 2 年度本会計決算を議会の認定に付すために、提案するものであります。

まず、収益的収入及び支出では、事業収益が 6 億 1,064 万 6,000 円、事業費用が 4 億 4,767 万 4,000 円となり、税抜き額として 1 億 3,747 万 7,000 円が当年度純利益となっております。

次に、資本的収入及び支出におきましては、収入の 1,419 万 5,000 円に対し、支出が 7,743 万 1,000 円となり、不足する 6,323 万 6,000 円は、減債積立金、建設改良積立金、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しております。

議案第 105 号、令和 2 年度平川市下水道事業会計決算認定について御説明いたします。

まず、収益的収入及び支出では、事業収益が 9 億 901 万 9,000 円、事業費用が 9 億 7,217 万 7,000 円となり、税抜き額として 8,016 万 1,000 円の純損失となっております。

次に、資本的収入及び支出におきましては、収入の 4 億 3,790 万 7,000 円に対し、支出が 7 億 1,711 万 2,000 円となり、不足する 2 億 7,920 万 5,000 円は、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しております。

議案第 106 号、令和 2 年度平川市新屋財産区一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第 120 号、令和 2 年度平川市碓ヶ関財産区一般会計歳入歳出決算認定については、地方自治法の規定により議会の認定を求めるものであります。

以上が、令和 2 年度の各会計の歳入歳出決算認定の概要であります。

報告第 11 号、令和 2 年度平川市健全化判断比率について御報告いたします。

この報告内容につきましては、令和 2 年度決算により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、これらの 4 指標の総称であります健全化判断比率と、その算定の基礎となります事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をいただきましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、報告するものであります。

報告第 12 号、令和 2 年度平川市資金不足比率について御報告いたします。

この報告内容につきましては、令和2年度の公営企業の決算により、資金不足比率、並びにその算定の基礎となります事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をいただきましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、報告するものであります。

報告第13号、令和2年度平川市一般会計継続費精算報告書について御報告いたします。

この報告内容につきましては、平成28年度から令和2年度まで継続費を設定して進めてまいりました猿賀小学校改築事業が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、報告するものであります。

以上が、本日提出いたしました各議案の概要であります。細部につきましては、議事の進行に伴い、御質問に応じ、本職をはじめ、関係者からそれぞれ説明を申し上げたいと思います。

議員の皆様には、慎重御審議の上、原案どおり御議決、並びに御同意を賜りますようお願い申し上げます、議案の説明を終わらせていただきます。

(市長降壇)

○議長（桑田公憲議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第6、決算特別委員会の設置及び委員長・副委員長の選任を議題とします。

本定例会に、令和2年度の各会計の決算認定案件が提案されましたので、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、決算状況について審査することを目的に、16人で構成する決算特別委員会を設置したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、令和2年度の各会計の決算認定案件を審査することを目的に、16人で構成する決算特別委員会を設置することに決定しました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において16人の全議員を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました16人の全議員を、決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選方法についてお諮りします。

会議規則第126条第5項の規定に準じ、この場で議長より委員長、副委員長を指名推選することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任方法は議長が指名推選することに決しました。

それでは、決算特別委員会の委員長に14番、齋藤 剛委員、副委員長に8番、長内秀樹委員を指名推選します。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認め、委員全員の同意があったものとして、両氏を当選人とします。

決算特別委員会委員長、副委員長の就任承諾の挨拶を求めます。

初めに齋藤 剛委員長、登壇願います。

(決算特別委員会委員長登壇)

○決算特別委員会委員長(齋藤 剛議員) ただいま決算特別委員会が設置され、議長より委員長に御指名いただきました齋藤 剛でございます。

御承知のとおり、決算審査は、議会が承認した予算について、適切に予算執行されたかどうか、議会における予算審議の趣旨が生かされたかどうか、また、その効果について審査する、極めて重要な委員会でございます。

委員各位には、慎重なる審査と、理事者におかれましては、明快な答弁をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策のためのマスク着用や、アクリル板の設置により、非常に声が聞きづらくなっております。質疑や答弁をする際には、これまで以上に、はっきりと発言されますよう、よろしくをお願いいたします。

限られた審査期間ですので、効率的に委員会が運営されますよう、委員各位の御理解と御協力をお願いいたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。

(決算特別委員会委員長降壇)

○議長(桑田公憲議員) 次に長内秀樹副委員長、登壇願います。

(決算特別委員会副委員長登壇)

○決算特別委員会副委員長(長内秀樹議員) ただいま決算特別委員会副委員長に御指名を頂きました長内秀樹でございます。

微力ではありますが、齋藤 剛委員長をサポートし、スムーズな議事進行に努めてまいりますので、皆様の御協力をお願い申し上げ、副委員長就任の挨拶とさせていただきます。

(決算特別委員会副委員長降壇)

○議長(桑田公憲議員) 日程第7、人事案件に入ります。

議案第75号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

議案第75号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第75号は直ちに審議することに決定しました。

去る8月27日に開催された議会運営委員会において、議案第75号は人事案件につき、質疑・討論を省略し、直ちに採決することと申し合わせされました。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

議案第75号人権擁護委員候補者の推薦について採決します。

議案第75号について、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第75号については、同意することに決定しました。

日程第8、各常任委員会への議案付託に入ります。

提出議案目録及び委員会付託一覧表（案）について、配付しておりますので御参照願います。

議案第76号平川市個人情報保護条例の一部を改正する条例案から議案第95号令和3年度平川市小杉・四ツ屋・石畑財産区一般会計予算案までの20件を一括議題とし、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

なお、発言の際は、挙手した際に議席番号を教えてください。また、会議規則第55条の規定に「発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。」とありますので、御注意ください。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 質疑を終わります。

お諮りします。

議案第76号から議案第95号までの20件を配付しております委員会付託一覧表（案）のとおり、各常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの20件は、委員会付託一覧表（案）のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

日程第9、議案第96号から議案第120号までの25件は、令和2年度各会計の決算認定案件であります。

お諮りします。

令和2年度の各会計の決算認定案件であります、議案第96号から議案第120号までの25件を決算特別委員会に付託することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの25件は、決算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第10、報告案件に入ります。

報告第11号令和2年度平川市健全化判断比率について、報告第12号令和2年度平川市資金不足比率について、報告第13号令和2年度平川市一般会計継続費精算報告書についての3件を一括議題とします。

報告内容については、先ほど、市長から説明がありましたので、報告第11号は、地方

公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、報告第12号は、同法第22条第1項、報告第13号は、地方自治法施行令第145条第2項の各規定により、報告のみで終わります。

次に、お諮りします。

6日から8日は議案熟考のため、9日は常任委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。

よって、6日から9日までは本会議を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は10日午前10時開議とし、その日は一般質問を予定しております。

本日はこれをもって散会します。

午前11時03分 散会

